

# 自動車税（環境性能割）

自動車の取得に対して税を課するものです。

## 納める人（法第146条、147条）

自動車を取得し、県内に定置場を定めた人（割賦販売のものについては買主）です。

### ◇非課税（法第150条）

- ① 相続により自動車を取得した場合
- ② 法人の合併又は分割により自動車を取得した場合
- ③ 所有権留保付売買に係る自動車の所有権が、割賦払いの完了などにより、買主に移転された場合など

### ◇免税点（法第158条）

通常の取得価額が50万円以下である場合には課税されません。

## 納める額

### ◇税率（法第149条、法第157条）

#### 【乗用車】

燃費基準達成度等		自家用	営業用
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
クリーンディーゼル車 LPG車・ハイブリッド車・ガソリン車	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準85%達成車	1.0%	0.5% 1.0%
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準75%達成車		
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準65%達成車	2.0%	
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成車		
上記以外の車	3.0%	2.0%	

### ◇税額の計算方法

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{自動車の取得価額} \\ \text{(課税標準額)} \end{array}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

### ◇取得価額の決定（法第156条）

自動車の取得のために通常要する価額で、自動車に付加して一体となっている物（エアコン・カーナビなど）の価額も含まれます。

無償による自動車の取得、親族その他特殊関係のある者から著しく低い価額で取引した場合であっても、通常の取得価額になります。

## 納める方法（法第 160 条）

運輸支局で新規登録、移転登録、変更登録等を行うときに、併せて自動車税（環境性能割・種別割）の申告書を提出し、税を納付します。

## 市町への交付金（法第 177 条の 6）

県に納められた自動車税の環境性能割額のうち徴税費（税収の 5%）を除いた額の 47%（令和 4 年度以降は 43%）に相当する額は、市道・町道の延長及び面積に按分して、各市町に交付されます。

## 自動車税（環境性能割）の税率区分（詳細）

自動車税（環境性能割）の税率は、自動車の燃費性能等に応じて下表のとおりになります。

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した**自家用の乗用車（新車・中古）**について、自動車税（環境性能割）の税率が1%軽減されます。

※新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、適用期限が令和3年12月31日まで9か月延長されました。

### 【乗用車】

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	01 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	02 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税 (R3.4.1~R3.12.31)	非課税 (R3.4.1~R3.12.31)
	03 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0% (R3.4.1~R3.12.31)	0.5% (R3.4.1~R3.12.31)
	04 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0% (R3.4.1~R3.12.31)	1.0% (R3.4.1~R3.12.31)
	05 01~04に該当しないもの	2.0% (R3.4.1~R3.12.31)	2.0% (R3.4.1~R3.12.31)
	06 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0% (R4.1.1~R5.3.31)	非課税 (R4.1.1~R5.3.31)
	07 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0% (R4.1.1~R5.3.31)	0.5% (R4.1.1~R5.3.31)
	08 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0% (R4.1.1~R5.3.31)	1.0% (R4.1.1~R5.3.31)
	09 01、06~08に該当しないもの	3.0% (R4.1.1~R5.3.31)	2.0% (R4.1.1~R5.3.31)
LPG車	10 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	11 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税 (R3.4.1~R3.12.31)	非課税 (R3.4.1~R3.12.31)
	12 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0% (R3.4.1~R3.12.31)	0.5% (R3.4.1~R3.12.31)
	13 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0% (R3.4.1~R3.12.31)	1.0% (R3.4.1~R3.12.31)
	14 10~13に該当しないもの	2.0% (R3.4.1~R3.12.31)	2.0% (R3.4.1~R3.12.31)
	15 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0% (R4.1.1~R5.3.31)	非課税 (R4.1.1~R5.3.31)
	16 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0% (R4.1.1~R5.3.31)	0.5% (R4.1.1~R5.3.31)
	17 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0% (R4.1.1~R5.3.31)	1.0% (R4.1.1~R5.3.31)
	18 10、15~17に該当しないもの	3.0% (R4.1.1~R5.3.31)	2.0% (R4.1.1~R5.3.31)

対象車両		自家用	営業用
ディーゼル車	19 H30年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準適合かつ 令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	20 H30年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準適合かつ 令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税 (R3.4.1~R5.3.31)	非課税 (R3.4.1~R5.3.31)
	21 H30年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準適合かつ 令和12年度燃費基準65%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税 (R3.4.1~R5.3.31)	非課税 (R3.4.1~R5.3.31)
	22 H30年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準適合かつ 令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税 (R3.4.1~R5.3.31)	非課税 (R3.4.1~R5.3.31)
	23 H30年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準適合かつ 19~22該当しないもの	非課税 (R3.4.1~R4.3.31)	非課税 (R3.4.1~R4.3.31)
	24 H30年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準適合かつ 19~22に該当しないもの	3.0% (R4.1.1~R5.3.31)	2.0% (R4.1.1~R5.3.31)
	25 19~24に該当しないもの	2.0% (R3.4.1~R3.12.31)	2.0% (R3.4.1~R3.12.31)
	26 19~24に該当しないもの	3.0% (R4.1.1~R5.3.31)	2.0% (R4.1.1~R5.3.31)

【2.5t以下のバス・トラック】

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	27 ☆☆☆☆かつ令和2年度燃費基準+5%達成車（バスに限る）	非課税	非課税
	28 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+25%達成車（トラックに限る）	非課税	非課税
	29 ☆☆☆☆かつ令和2年度燃費基準達成車（バスに限る）	1.0%	0.5%
	30 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車（トラックに限る）	1.0%	0.5%
	31 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	2.0%	1.0%
32 27~31に該当しないもの	3.0%	2.0%	

【2.5t超3.5t以下のバス・トラック】

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	33 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	非課税	非課税
	34 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%
	35 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車	2.0%	1.0%
	36 ☆☆☆☆かつ令和2年度燃費基準達成車（バスに限る）	非課税	非課税
	37 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車（トラックに限る）	非課税	非課税
	38 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%
	39 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%

対象車両		自家用	営業用
ディーゼル車	40 H30年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	非課税	非課税
	41 H30年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%
	42 H30年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車	2.0%	1.0%
	43 H21年排ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準達成車(バスに限る)	非課税	非課税
	44 H21年排ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準+20%達成車(トラックに限る)	非課税	非課税
	45 H21年排ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%
	46 H21年排ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%
47 33~46に該当しないもの		3.0%	2.0%

【3.5t超のバス・トラック】

対象車両		自家用	営業用
ディーゼル車	48 H28年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
	49 H28年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車	1.0%	0.5%
	50 H28年排ガス基準適合又はH21年排ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%
51 48~50に該当しないもの		3.0%	2.0%

【その他の自動車】

対象車両	自家用	営業用
52 電気自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排出ガス基準10%低減)	非課税	非課税
53 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税
54 01~26、52、53に該当しない乗用車	2.0% (R3.4.1~R3.12.31)	2.0% (R3.4.1~R3.12.31)
55 01~26、52、53に該当しない乗用車	3.0% (R4.1.1~R5.3.31)	2.0% (R4.1.1~R5.3.31)
56 01~55に該当しないもの	3.0%	2.0%

## バリアフリー・ASV（先進安全自動車）特例

初回新規登録を受ける場合にのみ、下表のとおり特例の適用を受けられます。

対象車両		新車	中古車
01	ノンステップバス	取得価額から1,000万円控除 (R3.4.1~R5.3.31)	控除なし
02	リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）	取得価額から800万円控除 (R3.4.1~R5.3.31)	控除なし
03	リフト付きバス（乗車定員30人以上）	取得価額から650万円控除 (R3.4.1~R5.3.31)	控除なし
04	リフト付きバス（乗車定員30人未満）	取得価額から200万円控除 (R3.4.1~R5.3.31)	控除なし
05	ユニバーサルデザインタクシー	取得価額から100万円控除 (R3.4.1~R5.3.31)	控除なし
ASV	06 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報措置及び側方衝突警報装置搭載車両 車両総重量8t超20t以下のトラック（けん引車及び被けん引車を除く）	取得価額から525万円控除 (R3.4.1~R3.10.31)	控除なし
	07 衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から350万円控除 (R3.4.1~R3.10.31)	控除なし
	08 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両 車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス	取得価額から350万円控除 (R3.4.1~R3.10.31)	控除なし
	09 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報措置搭載車両 車両総重量3.5t超8t以下のトラック（けん引車及び被けん引車を除く）	取得価額から350万円控除 (R3.4.1~R3.10.31)	控除なし
	10 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報措置搭載車両 車両総重量8t超20t以下のトラック（けん引車及び被けん引車を除く）	取得価額から350万円控除 (R3.4.1~R3.10.31)	控除なし
	11 側方衝突警報装置搭載車両 車両総重量8t超のトラック（被けん引車を除く）	取得価額から175万円控除 (R3.4.1~R5.3.31)	控除なし

※ ☆☆☆：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車

☆☆☆：平成30年排出ガス基準25%低減または平成17年排出ガス基準50%低減達成車